

台東区認証保育所保育料助成制度

台東区では、保育を必要とするお子様が認証保育所に通われている場合に、認可保育園を利用している方の保育料との負担の均衡を図るため、保育料を負担されている保護者の方に助成を行っています。

1 助成対象者(次の全ての条件に該当する方)

- (1) 児童及び保護者が台東区民であること
- (2) 児童と保護者が同一世帯であること
- (3) 児童の保護者が認証保育所と、月160時間以上の月極利用契約をしていること

2 助成の条件(次の全てに該当する場合)

- (1) 助成対象期間中、毎月初日に住民登録が台東区にある月について助成します。
- (2) 認証保育所に満額の保育料を支払い、かつその納付が確認できた月について助成します。
- (3) 児童が月の初日に在籍し、運営費補助金の対象児童(※)となっている場合に助成します。

(※) 下記3つ全て満たしている児童のこと

☆上記1(3) ☆上記2(1) ☆定員の枠内に在籍している

3 助成を行わない場合(次のいずれかに該当する場合)

- (1) 助成対象者及び助成の条件に該当しない場合
- (2) 認可保育園に入所した場合の保育料の方が高い場合
- (3) 保育料の差額が5000円未満の場合
- (4) 月の途中で入園・退園し、その月の保育料を日割りで支払った場合
- (5) 認証保育所に保育料を支払っていない場合
- (6) 認証保育所に対して、区から運営費補助金が支払われていない児童の場合
- (7) 申請受付期間中に申請手続きを行わない、または申請に必要な書類が整わない場合

4 助成額

対象児童が認可保育園に入所した場合の標準時間の保育料(※)と、認証保育所と契約した基本時間の保育料(延長保育料、消費税等は除く)を比較し、その差額に応じて下記の金額を助成します(ただし、認可保育園保育料の算出にあたり、第2子以降に適用される軽減は適用しません。)。差額全額の支給ではありません。

(※) 第1回(4~6月分)、第2回(7・8月分)の助成額は平成28年度住民税課税額で、第2回(9月分)、第3回(10~12月分)、第4回(1~3月分)の助成額は平成29年度住民税課税額で算出した保育料をもとに決定します。

認証保育所の保育料 - 認可保育園の標準時間の保育料 = 保育料の差額

児童1人あたりの保育料の差額(月額)	助成金額(月額)
5,000円未満	0円
5,000円以上10,000円未満	5,000円
10,000円以上15,000円未満	10,000円
15,000円以上20,000円未満	15,000円
20,000円以上25,000円未満	20,000円
25,000円以上30,000円未満	25,000円
30,000円以上35,000円未満	30,000円
35,000円以上40,000円未満	35,000円
40,000円以上	40,000円

5 受付期間と交付時期

助成金は年4回、3ヶ月ごとに交付します。申請内容、助成条件を審査後、決定通知書を送付し、助成金を申請者の銀行口座に振り込みます。

回	対象月	受付期間	交付時期
第1回	4月～ 6月分	7月3日～ 7月20日	9月上旬
第2回	7月～ 9月分	10月3日～10月20日	12月上旬
第3回	10月～12月分	1月5日～ 1月22日	3月上旬
第4回	1月～ 3月分	4月3日～ 4月20日	6月上旬

※ 必ず申請は、受付期間内をお願いします

6 申請方法

3ヶ月ごとに申請して下さい。上記受付期間内に必要書類を揃えて、下記の提出先まで持参または郵送して下さい。(郵送の場合は受付期間内必着とします。)

＜必要書類＞

- (1) 助成申請書（第1号様式）
- (2) 請求書（第4号様式）
- (3) 必要な年度の住民税課税（非課税）証明書の写し（※）該当する場合のみ提出
（※）平成28年1月1日現在、台東区に住民登録がない保護者
第1回、第2回（7・8月分）の受付期間内に、平成28年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する平成28年度住民税課税（非課税）証明書の写しを（1）助成申請書に添付
（※）平成29年1月1日現在、台東区に住民登録がない保護者
第2回（9月分）、第3回、第4回の受付期間内に、平成29年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する平成29年度住民税課税（非課税）証明書の写しを（1）助成申請書に添付

7 申請書類記入にあたっての留意点

- (1) 申請者は、実際に認証保育所の保育料を支払っている保護者（契約者）となります。
- (2) 振込口座は、申請者と同一名義人の口座になります。ご家族やお子さま名義の口座であっても、申請者と別の名義の口座には振り込みできません。
- (3) 振込口座は、一部地方の信用金庫について取り扱っていない場合がありますので、お問い合わせください。
- (4) 助成金は、認証保育所に対して保育料の支払状況を照会し、納付が確認できた場合に交付します。したがって、在籍施設から未納の月があると報告を受けた場合には、当該月分を除外した額を交付します。なお、助成金の交付決定後に在籍施設に未納分を支払っても、助成金の追加交付を行うことはありません。
- (5) 偽りその他の事情により過払いとなった助成金は、判明次第返還していただきます。
- (6) 助成金の振込口座や振込額等に関する問合せは、個人情報 の適切な取扱いを確保するため、原則として申請者以外の方にはお答えできませんのでご了承ください。
- (7) お子様1人につき、申請書1枚・請求書1枚が必要になります。

提出・問合せ先

台東区教育委員会児童保育課保育相談係(6階8番窓口)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話 5246-1234